

## 尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における競争的資金等の管理に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、尚綱大学及び尚綱大学短期大学部（以下「本学」という。）における競争的資金を中心とした研究資金（以下「競争的資金等」という。）の運営及び管理についての基本的な事項を定めることにより、競争的資金等に係る適正な運営及び管理並びに不正防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「競争的資金等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
  - (2) 資金配分機関が特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者又は研究グループを募り資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものを含む。）
- 2 この規程において「研究者」とは、本学において教育・研究又は研究補助に携わる者をいう。

### (経理事務の準拠)

第3条 競争的資金等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該競争的資金等を管轄する官庁の定める取扱い規程等並びに学校法人尚綱学園経理規程、学校法人尚綱学園旅費規程及びこれらに基づく定めによるものとする。

### (責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学長補佐をもって充てる。

- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、競争的資金等に係る不正を防止し、適正な管理を促進するため、研修を実施するものとする。

(不正防止計画推進担当者)

第5条 最高管理責任者の下に、不正を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）を把握し、並びに不正防止計画を策定及び推進する不正防止計画推進担当者を置く。

- 2 不正防止計画推進担当者は尚綱大学事務局長をもって充てる。
- 3 不正防止計画推進担当者は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 競争的資金等の運営及び管理に係る実態の把握・検証を行い、不正発生要因の把握及び不正防止計画を策定・推進すること。
  - (2) 研究者及び事務職員の行動規範の策定等に関すること。
  - (3) 適切なチェック体制の構築及びルールの一貫に係る提言に関すること。
  - (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

(内部監査部門の設置)

第6条 本学における競争的資金等の運営及び管理の執行を監査する部門として、最高管理責任者の下に内部監査部門を置く。

(相談窓口等の設置)

第7条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続及び使用に関するルール等（以下「事務手続等」という。）に関し、学内外からの相談に対応するため、各キャンパス事務部に相談窓口を置く。

- 2 各相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務手続等に関し学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第8条 本学における競争的資金等の不正使用に適切に対応するため、各キャンパス事務

部に通報窓口を置く。

- 2 最高管理責任者は、当該窓口担当者の氏名及び連絡先を明示するものとする。
- 3 当該窓口担当者は、競争的資金等の不正使用に関する通報を受けたときは、速やかに書面で最高管理責任者に通知するものとする。

(不正使用の通報)

第9条 不正使用に関する通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール、口頭によるものとする。

- 2 前項の通報は、原則として顕名により行われるものとし、被通報者名、不正使用の態様、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な根拠が示されなければならない。ただし、匿名による通報であった場合においても、その内容によっては顕名による通報に準じて取り扱うことができる。
- 3 不正行為が行われようとしているなどの通報等に関しては、最高管理責任者はその内容を確認・精査しなければならない。

(秘密保持)

第10条 通報窓口に寄せられた不正使用に関する通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者及び通報内容について、調査結果の公表まで、第三者に漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(通報者・被通報者の保護)

第11条 本学は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行うことがある。

- 2 本学は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、通報したことを理由に通報者に対し、解雇その他不利益な取扱いを行わない。
- 3 本学は、通報されたことのみをもって被通報者への不利益な取扱いを行わない。

(通報への対応)

第12条 最高管理責任者は、通報窓口から連絡があった場合には、事実関係を確認するた

め、調査を実施するものとする。

2 前項の調査は、最高管理責任者が任命した学校法人尚絅学園の職員により行う。

(調査結果への対応)

第13条 前条による調査の結果、不正の事実が判明した者への対応については、学校法人尚絅学園就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行う。

2 本学と取引する業者が不正行為に関与している場合には取引停止とする。

(検収確認業務窓口の設置)

第14条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、検収確認業務窓口を置く。

2 検収確認業務窓口は各キャンパス庶務会計課とする。

3 検収確認業務窓口においては、納品書及び請求書若しくは領収書等による現物照合を行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則 この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。